

○国土交通省告示第五百九十四号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月九日

国土交通大臣 石井 啓一

- 一 申請者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一
 - 二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市
 - 三 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第二十二号及び同年国土交通省告示第百八十五号を参照）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 千百九十七万八千三百三十四平方メートル
 - ハ 誘導路
 - ニ 延長 三万六千三百八十五メートル
 - 四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十五年一月三十一日
- （注）空港の範囲を示す詳細図を千葉県庁、成田市役所、多古町役場、芝山町役場及び東京航空

局成田空港事務所において縦覧に供する。

別図 成田国際空港

